

～通院・買物等の外出を支援します～

松崎町買物等支援事業について

令和3年4月1日より本格運用します!

※既に登録証をお持ちの方は、再度申請する必要はありません。
令和3年3月末に新しい登録証を、役場から送付しました。



● 対象者

■松崎町内に住所があり、在宅で生活を送る次のいずれかに該当する方

- ① 満年齢75歳以上の方
- ② 身体障害者手帳1級または2級を所持している方
- ③ 療育手帳Aの認定を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持している方
- ⑤ 満年齢65歳以上75歳未満で運転免許証を返納した方
- ⑥ 妊娠中又は産後3ヶ月以内の方(※)

※利用できる期間は妊娠中～産後3ヶ月までとなります。

● 利用料金

1回利用につき、500円(タクシー降車時にお支払ください。)

※運行費のみが対象で、待機料金等が発生する場合は、追加で利用料が発生します。

● 利用できる区間

松崎町内のみ

※乗降車地がどちらも松崎町内であることが条件です。

町外への送迎は対象外です。

● 申請方法

利用される場合は、役場健康福祉課で事前に申請をしていただき、登録証の交付を受けてください。

※ 満年齢65歳以上75歳未満で運転免許証を返納した方につきましては、返納したことがわかる証明書等を持参してください。

※ 妊娠中又は産後3ヶ月以内の方につきましては、母子手帳を持参してください。

お問合せ

松崎町役場健康福祉課

電話 0558(42)3966

利用方法・利用時間などについては裏面に続きます。必ずご確認ください。



買物支援事業Q & A



利用するときはどうしたらいいの？

- ①タクシー会社に直接予約をしていただき、乗車時に「登録証」を乗務員に提示してください。「登録証」の提示がない場合は、対象外となります。
- ②タクシー降車時に、500円をお支払ください。



どの時間帯に利用できるの？

月曜日・水曜日・金曜日

午前5時30分から午後5時までが利用可能時間(町の支援対象時間)です。

※午前8時までの運行については、前日午後5時までに予約が必要です。



1日に何回利用できるの？

1日に利用できる回数は、1人につき2回までとなります。

※3回以上利用した場合は、利用料金を全額ご負担いただくこととなりますのでご注意ください。



運行エリアは？

松崎町内のみ利用できます。

※乗車地、降車地が両方とも松崎町内であることが条件です。



利用できるタクシー会社は？

町と契約しているタクシー会社(3社)が利用できます。

● 利用できるタクシー会社

■ 伊豆土肥交通(株) 電話 0558(43)1110

■ (株)伊豆バス 電話 0120(026)120

■ まつざきケアタクシー 電話 0120(064)906

※まつざきケアタクシーは、要介護の方・障害者手帳をお持ちの方など、自分で公共交通機関を利用できない方が利用できます。詳細は事業所にお問合せください。

● 利用にあたっての注意事項

- 運行費のみが対象です(待機料金等を含む利用は対象外です)。
- 予約状況により希望の時間に対応できない場合があります。
- 利用登録証は本人のみ有効です。(第三者の利用・譲渡はできません)
- 1日の利用回数は2回までです。3回以上利用した場合は、利用料金を返還していただきます。